専門的・技術的分野の外国人材受け入れに関する意見

〜新たな在留資格「中間技能人材」の創設を〜

2018年4月26日 日本・東京商工会議所

図表5:外国人材を雇用したい分野・層(複数回答)

非技術的分野

【中小企業の人手不足の現状と外国人材受け入れのニーズ】

(千力所)

- かが国における人手不足は年々深刻化しており、日商が本年3月に実施した調査では、「人手不足」と回答した企業の割合が4年連続で上昇し、66.7%に達している(図表1)。
- こうした背景のもと、外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。昨年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は約19万カ所、外国人労働者数は約128万人であり、近年、右 肩上がりの状況が続いている(図表2)。
- ▶ 外国人労働者数を在留資格別に見ると、「留学(資格外活動)」や「技能実習」といった<mark>原則、就労が認められていない在留資格で就労している者が4割以上であり、年々増加</mark>している(図表3) ▶ 日商が本年3月に実施した調査では、外国人材受け入れのニーズが「ある」と回答した企業は41.7%となり、昨年の調査に引き続き高止まりしている(図表4)。

【外国人材受け入れに係る課題、中小企業が求める外国人材および「生の声」】

わが国の出入国管理制度は1952年の入管法整備以降、**受け入れる外国人材は「専門的・技術的分野の外国人」を原則**としており、**限定的な受け入れとなっている**。

身分に基づく

- 現行の出入国管理制度では、単純労働者とは異なる一定の専門性・技能を有する外国人材であっても、「専門的・技術的分野」の要件に合致しなければ在留資格が付与されず、現状はわが 国で就労することが原則、叶わない。
- ▶ 日商が本年3月に実施した調査で、中小企業が求める外国人材は「一定の技術を有した専門職層」や「即戦力となるようなミドル人材」が多い(図表5)。

279

人手不足・採用困難が顕著。手作業に頼ることが多いため、技術・技能を学んだ技能実習生に留まってほしい。

- ▶ また、人手不足に苦慮する各業界・企業から、一定の専門性・技能を有する外国人材の受け入れを求める「生の声」が数多く聞かれる(図表6)。 これに対し、日本・東京商工会議所では「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」を昨年11月に策定し、「『開かれた日本』の実現に向けた、新たな受け入れ制度の構築に関する
- 検討を政府で行うこと」、また、「就労が認められる現在の在留資格について、より積極的に外国人材を受け入れるため早急に検証・見直しを行うこと」、等を関係省庁へ要望したところである。 ▶ その後、去る2月20日の経済財政諮問会議において、「専門的・技術的な外国人受け入れ制度のあり方」について、早急に検討を開始し、今夏までに方向性を示すことが表明された。さらに
- 関係省庁の参加によるタスクフォースのもとで一定の専門性・技能を有する外国人材の受け入れを進める観点から検討が行われていることを高く評価する。 図表3:在留資格別外国人労働者数

門的·技術的

の在留資格



に更新可とすべき。

製诰業

図表1:人手不足の現状(全産業)

内 円:2017年度調査

外 円:2018年度調査

1. 外国人材の受け入れに対する商工会議所の考え方

▶ 一定の専門性・技能を有する外国人材を「中間技能人材(仮称)」と定義し、 新たな在留資格を創設した上で、受け入れを積極的に進めていくべき(図表7)。

図表2:外国人労働者数、外国人雇用事業所数の推移

▶ 「中間技能人材」の創設にあたっては、原則、人手不足の業種・分野であるこ

とを受け入れの基本的な条件とし、期間は他の在留資格と同様に5年を上限

図表7「中間技能人材」イメージ図 現行制度 新制度(案) 専門的 技術的分野 技術的分野 高度な技術を 持った専門職 就労可能な18 の在留資格 非技術的分野 ·定の専門性·技能を有する外国人材 中間技能人材 単純労働者 非技術的分野 · ※「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見(2017年11月16日策定・公表)では

図表4: 外国人材受け入れのニーズ

(既に雇用している)

「中間技能人材」の受け入れ業種・分野を判断する際の考え方 本年2月の有効求人倍率(季節調整値)は1.58倍と約44年ぶりの水準で、完全失業率(季節調整値)も2.5%と約25年ぶりの水準となり、実質的な「完全雇用」の状態が続いている(図表

なお、業種・分野ごとの人手不足の状況に大きな地域差がある場合には、受け入れの可否および総量を検討する際に考慮するとともに、受け入れる地域については日本全国はもとより、国家 戦略特区により地域を限定して受け入れることも検討すべき。 図表8:有効求人倍率と完全失業率の推移(2009年~2018年2月) 図表9:「中間技能人材」の受け入れ業種・分野の判断基準 (1)人手不足の業種·分野

こうした状況を踏まえ、「中間技能人材」の受け入れ業種・分野を判断する際には、①業種・分野ごとの人手不足の状況に基づき、受け入れの可否および総量を検討する、②業種・分野ごとの 人手不足を測る指標には有効求人倍率や失業率、人手不足に関する調査結果等を用いる、③有効求人倍率が1倍を超える期間が続いているなど、人手不足が一過性ではなく一定期間続

加えて、①アニメ、ファッション、食、デザイン、美容等に代表されるケールジャパン関連や、②宿泊・観光等わが国でのインバウンド対応が期待される業種・分野、③インフラ関連や高品質かつ きめ細かいサービスなどさらなる国際展開が期待される業種・分野など、**わが国経済の持続的な成長・発展およびグローバル化への寄与が期待される業種・分野については、人手不足の状況**

3.0 ③有効求人倍率が1倍を超える期間が続いているなど、人手不足が一過性ではなく一定期間続いており、かつ、将来的に改善する見 2.0 込みが希薄であること 1.0 0.00 ①アニメ、ファッション、食、デザイン、美容等に代表されるクールジャパン関連 対 ②宿泊・観光等わが国でのインバウンド対応が期待される業種・分野 ③インフラ関連や高品質かつきめ細かいサービスなどさらなる国際展開が期待される業種・分野 など

とは別に戦略的な観点から、受け入れの可否および総量を検討していくことが望ましい(図表9)。

(2)わが国経済の持続的な成長・発展およびグローバル化への寄与が期待される業種・分野(人手不足以外の業種・分野)

8)。一方、有効求人倍率を職種別にみると全職種で一律に高い水準ではなく、職種間で0.31倍から10.46倍まで大きく差が開いている。

「中間技能人材」に求められる一定の専門性・技能の程度および日本語能力

6.0

5.0

4.0

「中間技能人材」に求められる一定の専門性・技能については、受け入れる業種・分野ごとに政府がそれぞれ設定すべき。

▶ その上で「中間技能人材」は、政府が設定した業種・分野ごとに求められる専門性・技能を有し、かつ専門性・技能を裏付ける要件として、(1)母国における5年程度の実務経験および高卒以

上の学歴を有している者、(2)技能実習修了者、(3)わが国の国家資格等取得者のいずれかに該当する者とすべき(図表10)。

いており、かつ、将来的に改善する見込みが希薄であること、の3点を基本的な考え方とすべきである(図表9)。

業種・分野ごとに

求められる専門性・技能

政府が業種・分野ごとに求められる専門性・技能を設定

図表10:「中間技能人材」に求められる専門性・技能の要件

受け入れる業種・分野

※有効求人倍率、失業率、人手不足に関する調査

▶人手不足の状況とは別に、わが国経済の持続

的な成長・発展およびグローバル化への寄与

▶人手不足の業種:分野

が期待される業種・分野

結果等で判断

2.00

1.50

在留資格

中間技能

人材

(仮称)

4. 外国人材受け入れに係る在留管理のあり方

①業種・分野ごとの人手不足の状況に基づき、受け入れの可否および総量を検討する

②業種・分野ごとの人手不足を測る指標には有効求人倍率や失業率、人手不足に関する調査結果等を用いる

日本語要件

日本語能力試験(以下、レベル

のみ記載)N4または同等の日本

N4または同等の日本語能力

N3または同等の日本語能力

≪2年を超える在留時(更新)≫

≪入国時≫

- 政府が設定した業種・分野ごとに求められる専門性・技能を裏付ける要件 (1)母国における5年程度の実務経験および高卒以上の学歴を有している者
 - (2)技能実習修了者(2号、3号) ※習得した技能を生かした活動を母国において一定期間行い、再度、日本での (3)就労を希望する者 \mathcal{O}

 - 技能実習修了者(1号) ※同上
- (3)わが国の国家資格等(※)取得者※法務大臣が指定した国家資格、民間資格 外国人材の出入国管理はもとより、居住地、所属企業、在留資格、移転先(引っ越し、転職等)など、詳細を把握できる情報を一元化して、在留および雇用管理のさらなる徹底を図るべき。
- ➤ 新たな外国人材の受け入れ制度の構築にあたっては、外国人材を送り出す国とわが国との二国間協定(MOU)を交わすこと。
- ▶ 外国人材の積極的な受け入れに際して管理・支援機関を設置する場合には、わが国の公的機関がその任を担うことが望ましい。
- 5. 政府において構築すべき外国人材および企業に対する支援体制
- 政府は、わが国で就労している外国人材や企業に対して様々な支援策を講じているが、認知度や使い勝手の面で課題があることから、<mark>外国人材の積極的な受け入れに際して支援策の一層の</mark> 周知とさらなる拡充を図ること。また、支援策の活用促進に向け、各省が緊密に連携し一体となって実施していくことが必要。

「中間技能人材」以外の外国人材の受け入れ

昨年11月に策定した「今後の外国人材の受け入れのあり方に関する意見」でも要望した通り、「中間技能人材」以外にも積極的に受け入れていくべき外国人材は存在する。日本で就労を希望

する外国人留学生は6割である一方、実際に就職している者は卒業生全体の3割程度である実態や、外国人留学生が日本の企業に就職を希望する際、選択先が大学等で学んだ専門分野 に限定されてしまう(汎用性がない)といった課題があることから、わが国の大学等を卒業した外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、卒業生に特化した在留資格を創設すること。